

岡山県公報

発行

岡山県



【選挙管理委員会】

- 選挙運動に関する支出金額の制限額
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

目次

リ 選挙管理委員会
担当課（室）

目次

担当課（室）

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第七十四号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者一人が選挙運動に關し支出することができる金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

岡山県第一区	二四、五六一、六〇〇円
岡山県第二区	二三、五〇一、二〇〇円
岡山県第三区	二三、三三六、九〇〇円
岡山県第四区	二四、八一四、三〇〇円
岡山県第五区	二三、二二二、九〇〇円

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

三一九六

（選舉権を有する者の総数の三分の一の數（その総数が四十万を超える場合は八十万）を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た

岡山市北区・加賀郡	選舉區
八四、二四五	數
高梁市	選舉區
九、〇二六	數

平成29年10月10日 岡山県公報 号外

総 社 市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田市・苦田郡	津市・勝田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、 五七九	一五、 八五五	一四、 三一四	一七、 五〇三	三六、 八九五	三四、 三九三	四六、 四四二	二六、 七〇九	三九、 八三六	
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和気郡	新見市	
	五、 六九〇	一三、 〇六九	八、 六〇五	一三、 五七二	一二、 三二四	一〇、 六六七	一四、 三九五	八、 七五五	